

## キャッシュレス・消費者還元事業に係る特約

### 第1条（本特約の対象）

本特約は、一般財団法人キャッシュレス推進協議会（以下、「事務局」という）が行う「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下、「本事業」という）に参加する、株式会社井筒屋ウィズカード（以下、「当社」という）加盟店において、当社が発行するクレジットカードを当該カード会員（家族カード会員を含む）が利用した場合に、本特約に同意のうえ、還元を受けるものとします。なお、本特約で使用している用語の定義については、本特約で特段の定めがない限り、会員規約の定めに従うものとします。

### 第2条（不当な取引の禁止等）

会員は自ら又は第三者をして以下に定める不当な取引を行ってはならないものとします。

- (1)他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (2)架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (3)商品もしくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (4)本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (5)本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金もしくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (6)本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- (7)その他事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

### 第3条（不当取引が発生した場合の措置）

会員に帰責する、前条各号で定める不当な取引が発生したことが判明した場合、当該会員について、判明した時点以降の還元を停止します。また、当社は還元を停止した場合には、当該会員に対し、会員としての登録を取り消すことができるものとします。さらには、当該会員に対し、既に還元したポイント等の取消やポイント等に相当する金額の支払いを求めることができるほか、国、事務局又は当社に損失が発生した場合、その生じた損失額に相当する金額を当社が請求することができるものとします。

#### 第4条（本特約の有効期間）

本特約は、2019年10月1日より有効となり、2020年6月30日をもって終了するものとします。ただし、前条に基づく還元の停止、会員としての登録の取り消し、さらには既に還元したポイント等の取消やポイント等に相当する金額の支払いを求めることのほか、当社が損失額の請求を当該の会員へ行う場合には、この期間によらず行うことができるものとします。